

姫路市の主な対応

令和3年1月13日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項の規定に基づき、再び兵庫県が緊急事態措置実施区域となったことから、本市では、感染状況や国・県の方針を踏まえ、各種対応を積み重ねてきた。

令和3年2月28日をもって、兵庫県が緊急事態措置実施区域から解除されたこと、3月4日に兵庫県対処方針が改定されたことなどを踏まえ、本市においては、感染拡大の防止を図りつつ、社会経済活動の引き上げを図っていく。

なお、感染症への対応については、国・県との連携が必要であり、広域的な感染症対策として、国・県の対処方針に沿った措置を行うこととする。

I 対応期間

令和3年3月8日～

II 主な対応

1 外出自粛等の要請

次の事項を市民の皆さまに要請する。

〔不要不急の外出自粛等〕

- ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛すること。

【令和3年3月8日～令和3年3月21日まで】

- ・日中も含めた不要不急の外出を自粛すること。

特に、感染が拡大している地域への不要不急の往来及び感染リスクの高い施設等の利用を自粛すること。

- ・卒業旅行、謝恩会、歓送迎会、花見による宴会などを控えること。

〔5つの場面の注意等〕

- ・感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意すること。

- ① 飲酒を伴う懇親会等
- ② 大人数や長時間におよぶ飲食
- ③ マスクなしでの会話
- ④ 狭い空間での共同生活
- ⑤ 休憩室、喫煙所、更衣室等

〔飲食等〕

- ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に、接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛すること。

2 市立学校園

十分な感染防止対策を実施した上で教育活動を行う。

3 社会福祉施設

- (1) 保育所・認定こども園・放課後児童クラブ
感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で事業を実施する。
- (2) 高齢者・障害者施設等
感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で事業の実施を要請する。

4 市有施設

観光・文化施設、スポーツ施設、貸館施設については、感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策を厳重に徹底した上で開館する。

5 イベントの開催

市主催及び共催イベントや行事については、感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策を厳重に徹底した上で実施する。

〈開催の目安〉

区 分	収容率	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの 【例】クラシック音楽コンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	100% 以内 (※1)	5,000人以下 又は 収容定員の50% 以内 (≦10,000人)
大声での歓声・声援等が想定されるもの 【例】ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公演 等	50%* 以内 (※2)	のいずれか大きい方

*異なるグループ間では、座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい（50%を超える場合がある）。

※1 席がない場合は、適切な間隔（密が発生しない程度の間隔）を確保。

※2 席がない場合は、十分な間隔（1m）を確保。

6 観光事業

姫路に泊まって！宿泊割引キャンペーンを再開する。
姫路・播磨の魅力再発見！バスツアーを再開する。

7 庁内の対応等

- (1) 職員の在宅勤務（テレワーク）や時差勤務等の活用により、接触機会の原則、7割削減を目指す。
- (2) 職員の感染予防対策の再徹底を図る。
 - ・WEB会議システムの活用
 - ・マスク着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等
 - ・健康管理の徹底
 - ・所属長への検温報告等